

(別紙 3)

土木技術者自己啓発助成事業実施要領

1. 趣 旨

県や市町の土木技術職員を対象に、職員が職務に関する知識等を取得する機会を提供し、意欲ある職員の自己啓発を助成することにより発注者としての技術的水準を高め、工事の適正な監督検査など職務執行体制の充実に図るために実施するものである。

2. 内 容

県、市町土木技術職員を対象に、1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士及びコンクリート診断士(以下「資格試験」)の資格取得の自己啓発を、(財)香川県建設技術センター(以下「センター」という。)が助成する。

上記資格取得のため受験費用の一部を助成するものとする。

各資格試験ごとの助成額は別紙のとおりである。

3. 助成の申込手続き

(1) 受験費用の一部助成を希望する者は、県、市町ごとにとりまとめ、県は各所属長、市町は各市町長からの推薦書(様式1号)により申込むものとする。

(2) 推薦の受付締切は、資格試験の申込み締め切り日の1ヶ月前までとする。

4. 助成予定者の決定

(1) 理事長は、前項により推薦があれば、助成希望者を審査し、予算の範囲内において助成予定者を決定する。

(2) 理事長は、前項の決定を行ったときは、その旨を各所属長及び各市町長を経て助成予定者に通知する。(様式2号)

なお、資格試験の受験までに県及び市町の職員でなくなった場合には、助成予定者の決定を取り消すものとする。

5. 受験料の納付

助成予定者は、通知を受けたあと速やかに、それぞれ希望した受験機関に個人で申し込み、所定の受験料を納入するものとする。

6. センター助成額の支払い

助成予定者は、受験予定年度の資格試験を受験し、合格したときは、合格通知書等の写しを理事長に提出報告し助成額を請求することができる。

助成額の請求は、各個人ごとに資格合格報告書(様式3号)、助成額請求書(様式4号)に必要事項を記載し、合格通知書の写しを添えて当センターに速やかに提出するものとする。センターは、請求があったときは、速やかに助成額を助成予定者に支払うものとする。

7. その他

(1) この要領に定めるもののほか、資格試験の一部助成に関し必要な事項は、理事長が定める。

(2) この助成事業の適用は、1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士及びコンクリート診断士とも資格試験に合格したときとし、各人それぞれ1回限りとする。

(3) この事業は、平成18年度から平成20年度までの3年間とする。